

任意合併協議会で承認された 項目をお知らせします

任意合併協議会の第3回（平成14年12月24日）、また第4回（平成15年1月31日）が開催されました。この両日に、それぞれ255項目と493項目について協議がされ、この調整案が承認されました。

承認された項目は新市のシンボルの制定・個人市町村民税の均等割の統一・各種税金の納税期の統一・葬祭費（国保事業）・介護保険事業計画などです。

なお、承認された主なものは下表のとおりです。「協議会だより」にも掲載されておりますので併せてご覧ください。

市町村合併を 考えよう！

No 16

第4回任意合併協議会承認項目（抜粋）

専 門 部会名	調 整 案		調整案	調整案の詳細
	事業名称	問題点		
総 務	総合計画	新市において策定する必要があります。	合併後新市において策定します。	新市建設計画を踏まえ、合併後、新たに策定します。
	防災行政無線	各市町村の運営方法、使用周波数に相違があります。	・防災行政無線及び県防災行政無線は合併時に統一します。 ・防災高所監視カメラ及び河川監視カメラは新市に引き継ぎます。	各町村の防災行政無線は災害緊急時の情報収集及び伝達の情報手段として重要なため、合併時に統一します。
	個人市町村民税の賦課	均等割府額に相違があります。 佐久市：2,500円 臼田町外：2,000円	新市の人口が5万人以上を超えるため、地方税法の規定により統一します。	地方税法第310条 標準課税率：5万人以上50万人未満の市：2,500円
		4市町村の納税期間に相違があります。	・納税者の利便を図るため統一します。	
		【臼田町の状況】 1期：6月1日から同月30日 2期：8月1日から同月31日 3期：10月1日から同月30日 4期：12月1日から同月25日	1期：6月16日から同月30日 2期：8月16日から同月31日 3期：10月16日から同月31日 4期：12月16日から同月28日	
	法人税市町村民税の賦課	佐久市・臼田町・浅科村・御代田町とで法人税割の税率に違いがあります。 佐久市・臼田町：13.5% 浅科村・御代田町：14.7%	合併時に、佐久市・臼田町の例により、法人税割の税率を統一します。	均等割については、4市町村が標準税率を用いているため、現行どおり実施します。
保 健 福 祉	児童福祉 母子寡婦福祉会補助金	佐久市のみが補助をしています。 補助金：380千円（バ旅行：210千円、運営費：170千円）	合併時に佐久市の例により実施します。新市の事業費想定：579千円（統合による会員の増加比率）	母子・寡婦家庭等の福祉の向上を目的に活動をしている母子寡婦福祉会へ補助金を交付する。
	高齢者福祉 生活管理指導 短期宿泊	市町村間で利用料・委託料・利用期間・利用施設に相違があります。	利用料：1,161円（1日あたり） （生活保護世帯は無料） 委託料：4,590円（1日あたり） 利用期間：原則として7日以内 利用施設：佐久圏域内の養護老人ホームとし、新市で委託契約を結びます。	（参考） 1.利用料の内訳：国の介護基準費用の1割（381円）、食費（780円） 2.委託料の内訳：国の介護基準費用（3,810円）、食費（780円）

専 門 部会名	調 整 案		調整案	調整案の詳細
	事業名称	問題点		
教 育	芸術文化振興事業交付金	佐久市が単独で実施しています。 【交付金額】 個人出場：1人あたり10,000円 団体出場：1人以上15人未満 100,000円以内 15人以上150,000円 10人に満たない場合は、個人出場の場合により算出しています。	合併時、佐久市の例により実施します。	【交付対象者等】 新市内に住所、活動拠点を有し全国大会出場の団体及び個人とします。ただし、事業所内で組織された団体、営利を目的として活動する団体もしくは個人は除きます。 【交付対象団体】 音楽、舞踊、演劇、美術、文芸、伝統文化、その他
建 設	市町村営住宅入居事務	4市町村が実施していますが、入居基準の資格要件及び審査方法、公募方法に相違があります。 【臼田町入居対象者等】 住宅に困窮し、町営住宅に入居を希望する者。	合併時、佐久市の基準により実施します。ただし、臼田町の特 定公共住宅は、その法律による 収入区分とします。 【佐久市入居対象者等】 佐久市に在住の者及び佐久市内 に勤務先を有する者で、市営住宅に入居を希望する者。 *実施方法等は下記参照	臼田町・浅科村が入居資格条件で 住所及び勤務先が町村外であつても入居を行っています。新市になり規模が大きくなることでその 需要が多くなるため、佐久市の基準により実施します。 *臼田町の特 定公共住宅とは… 中堅所得者等の賃貸住宅を地方公共団体が賃貸住宅の建設及び管理 を行う住宅です。
	【実施方法】新築または空き住戸発生に伴う入居者公募から入居まで。 【対象者】 新市に在住の者及び新市内に勤務先を有する者で、市営住宅に入居を希望する者。 【実施方法】①一般公募（広報、広告、ホームページ、FM佐久平等） ②入居希望者の受付・審査（添付書類：住民票、所得証明、納税証明書等） *入居資格：市営住宅管理条例による ③公募者が募集戸数を超えた場合は公開抽選 ④入居決定（入居決定通知発送） ⑤入居手続き（連帯保証人連署の確約書・入居者誓約書連帯保証人の確約書の提出、敷金3ヵ月分納入） ⑥鍵の貸与（2個貸与、1個は市で保管） ⑦収入認定・家賃納付書の通知			

(4ページにつづく)

第7回任意合併協議会が開催されます

日 時 3月26日（水）
午後1時30分から
場 所 佐久市役所 大会議室（8階）

傍聴定員は20人で、傍聴を希望される方は会議開催時刻の15分前から先着順に傍聴証が交付されます。ただし、傍聴希望者が会議開催時刻の15分前に定員数を越えるときは、くじ引きにより傍聴人が決定されます。なお、定員からもれた方は別室のモニターで会議の様子をご覧になれます。

お知らせ

現在、協議が整っている事務事業のすり合わせ調整案については、皆さんに関係の深い項目を「任意合併協議会だより」や「広報うすだ」でお知らせしていますが、その資料の詳細については、任意合併協議会事務局及び町企画調整課において閲覧ができますので、お気軽にお出掛けください。

閲覧は町でも行っています
～ 任 意 合 併 協 議 会 資 料 ～

第5回任意合併協議会承認項目（抜粋）

専 門 部会名	調 整 案		調整案	調整案の詳細
	事業名称	問題点		
総 務	市町村議・市町村長選挙の管理執行	佐久市・臼田町・御代田町が選挙公報を発行しています。	合併時、佐久市の例によります。	合併時に選挙公報を統一します。
	土地・家屋・償却資産の固定資産税の賦課	4 市町村とも同様に実施していますが差があります。	合併時、佐久市の例により統一します。	【新市の納期】 ・納 期 第1期 4月16日から同月30日まで 第2期 7月16日から同月31日まで 第3期 9月16日から同月30日まで 第4期 11月16日から同月30日まで ＊税率（保有分）：1.4/100 （取得分）：3/100
		【臼田町の状況】 ・納期 第1期 4月1日から同月30日まで 第2期 7月1日から同月31日まで 第3期 9月1日から同月30日まで 第4期 11月1日から同月30日まで ＊税率（保有分）：1.4/100 （取得分）：3/100 （注）納税義務者：5,000㎡以上の土地取得者及び所有者		
	税務証明手数料	4 市町村とも同様に実施していますが、臼田町の手数料に差があります。	合併前に、佐久市・浅科村・御代田町の例により統一します。	【新市の状況】 ・租税公課に関する証明 ……1件につき300円 ・所得及び資産に関する証明 ……1件につき300円 ・資産に関する公簿の閲覧及び複写 ……1件につき300円 ・土地図面の閲覧及び複写 ……1件につき300円 ・土地その他被害に関する証明 ……1件につき300円 ・住宅用家屋証明申請 ……1件につき1,300円
民 生	葬祭費 （国保事業）	4 市町村とも実施していますが、支給金額に差があります。	合併時、佐久市の例により統一します。	1.概要【新市の取り扱い】 被保険者が死亡した時、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費を支給します。 2.対象者 死亡した被保険者の葬祭を行う者 3.支給金額 30,000円
		【臼田町の状況】 支給金額	18,000円	
	人間ドック受診者補助金 （国保事業）	佐久市・浅科村・御代田町で実施していますが、補助金対象者に差があります。	合併時、補助金額を佐久市の例に統一し、新市において実施します。また、補助対象者の年齢制限は廃止します。	1.概要 生活習慣病等の早期発見、早期治療のため、人間ドック受診者に補助金を交付します。 2.対象者 国民健康保険加入者で、国保税を完納している者。ただし、同様の検診事業の補助対象者は除く。補助金の対象者は、同一人に対し年1回を限度とします。 3.補助金額 ①日帰り：15,000円 ②一泊二日：25,000円 ＊国保税の軽減世帯に対する割増補助は廃止します。 4.調整理由 現況では年齢制限がありますが、早期発見、早期治療により医療費を低くできると考え、年齢制限を廃止します。
		【臼田町の状況】 保健事業（老人保健事業）に人間ドック（日帰りのみ）受診者補助金あり。 ・対象者：町内在住の40歳と50歳の者 ・補助額：男＝29,900円、女＝35,200円 ・医療機関：佐久総合病院 ・平成13年度実績：58人		